

測量業務共通仕様書

(適用)

第1条 この仕様書は、本市の発注する測量業務に係る測量・調査業務請負契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び適用を図るとともに、必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

3 特記仕様書、図面及びこの仕様書の間に相違がある場合又は図面からの読み取りと図面に記載された数字が相違する場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。

4 設計業務及び地質・土質調査業務については、別に定める仕様書によるものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書に使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 発注者とは、本市をいう。

(2) 受注者とは、発注者と測量業務に関し請負契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。

(3) 監督職員とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾、協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項の規定により監督職員として通知されたものをいう。

(4) 検査職員とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。

(5) 主任技術者とは、測量業務の履行に関し業務の管理、統轄等を行う者で、契約書第10条第1項の規定により主任技術者と定められたものをいう。

(6) 担当技術者とは、主任技術者の下で業務を担当する者で、受注者が定めたもの（測量法（昭和24年法律第188号）に規定する測量士又は測量士補の資格を有することを要する。）をいう。

(7) 高度な技術と十分な実務経験を有する者とは、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。

(8) 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

(9) 契約書とは、別冊の「測量・調査業務請負契約書」をいう。

(10) 設計図書とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する回答書をいう。

(11) 仕様書とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）をいう。

(12) 共通仕様書とは、この仕様書及び各測量業務に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。

(13) 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務の履行に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。

(14) 現場説明書とは、測量業務の入札に参加しようとする者に対して、発注者が当該測量業務の契約条件を説明するための書類をいう。

(15) 質問回答書とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問に対して、発注者が回答した書面をいう。

(16) 図面とは、入札等に際して発注者が交付した図面、発注者が変更又は追加した図面及び図面の基になる計算書等の書類をいう。

- (17) 指示とは、監督職員が受注者に対して、測量業務の履行上必要な事項について、書面をもって示し、行わせることをいう。
- (18) 請求とは、発注者又は受注者が契約内容の履行又は変更に関して、相手方に書面をもって行為又は同意を求めることをいう。
- (19) 通知とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対して、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対して、測量業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (20) 報告とは、受注者が監督職員に対して、測量業務の履行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (21) 申出とは、受注者が契約の履行又は変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- (22) 承諾とは、受注者が監督職員に対して、書面で申し出た測量業務の履行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (23) 質問とは、不明な点について、書面をもって問うことをいう。
- (24) 回答とは、質問に対して、書面をもって答えることをいう。
- (25) 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (26) 提出とは、受注者が監督職員に対して、測量業務に係る書面その他資料について説明をし、それらを差し出すことをいう。
- (27) 書面とは、手書き、印刷等がされた伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は記名押印したものを有効とする。
- 緊急を要する場合は、ファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとするが、後日、有効な書面と差し替えるものとする。
- 電子納品を行う場合は、別途、監督職員と協議するものとする。
- (28) 検査とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務の完了を確認することをいう。
- (29) 打合せとは、測量業務を適正かつ円滑に履行するため、主任技術者等と監督職員が面談により業務の方針、条件等の疑義を質すことをいう。
- (30) 修補とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき事由による不良箇所を発見した場合において、受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (31) 協力者とは、受注者が測量業務の履行に当たって再委託する者をいう。
- (32) 立会いとは、設計図書に示された項目について、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。

(測量業務の着手)

第3条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に測量業務に着手（主任技術者が測量業務を履行するため、監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。以下同じ。）しなければならない。

(測量の基準)

第4条 測量の基準は、国土交通省の定める公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準（以下「規程」という。）第2条の規定によるほか、監督職員の指示によるものとする。

(測量業務の履行)

第5条 測量業務は、規程に基づき、履行しなければならない。

(設計図書の貸与)

第6条 監督職員は、測量業務の履行に当たり必要があると認めた場合は、図面の原図、設計図書に定める図書その他関係資料（以下「関係資料等」という。）を受注者に貸与することができる。

ただし、測量業務の履行に必要な各種基準書等市販されている物については、受注者の負担により備えるものとする。

2 受注者は、前項本文の規定により貸与された関係資料等については、丁寧に取り扱い、これらに損傷を与えてはならない。損傷を与えた場合には、受注者の責任において修復しなければならない。

3 受注者は、貸与された関係資料等が守秘義務を伴うものであるときは、これらを複写してはならない。

4 受注者は、貸与された関係資料等を使用した後は、直ちにこれらを監督職員に返却しなければならない。

(監督職員)

第7条 発注者は、測量業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。

2 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情により、監督職員が受注者に対して口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとし、監督職員は既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを受注者に交付するものとする。

(主任技術者)

第8条 受注者は、測量業務における主任技術者を定め、発注者に通知しなければならない。

2 主任技術者は、契約図書の定めるところにより、測量業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。

3 主任技術者は、測量法に規定する測量士の資格を有し、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有する者でなければならない。

4 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、測量業務を履行しなければならない。

5 受注者及び主任技術者は、屋外での測量業務に際して使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者をいう。以下同じ。）に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、測量業務が適正に履行されるように管理及び監督をしなければならない。

(担当技術者)

第9条 受注者は、測量業務の履行に当たり担当技術者（主任技術者を兼務する者を除く。）を定める場合には、その者の氏名その他発注者が指示する事項を監督職員に提出するものとする。

担当技術者を複数人とするときは、3人までとする。

2 担当技術者は、契約図書等に基づき、適正に業務を履行しなければならない。

(提出書類)

第10条 受注者は、発注者が指定した様式により契約締結後に、関係書類（契約金に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延賠償金請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及び現場説明の際指定した書類を除く。）を監督職員を経由して、発注者に遅滞なく提出しなければならない。

2 受注者が発注者に提出する書類で、様式の定められていないものについては、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合には、これに従わなければならない。

3 受注者は、契約時又は契約変更時において契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認及び確認欄の記入を受け、受注時は契約後10日（土曜日・日曜日・祝日等を除く。以下同じ。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜、（一財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センターに登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出すること。なお、変更時と完了時の間が、10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

（打合せ等）

第11条 測量業務を適正かつ円滑に履行するため、主任技術者と監督職員は、常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を質すものとし、その内容については、その都度、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

連絡は、Eメール等電子メールを活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿に記録するものとする。

2 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいては、主任技術者と監督職員は、打合せを行うものとし、その結果については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

3 受注者は、支給材料について、その受払状況を記録する帳簿を備え付け、常に残高を明らかにしておかなければならない。

受注者は、測量業務が完了したとき（完了前であっても、工程上支給品の精算が行えるものについては、その時点）は、支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。

（業務計画書）

第12条 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき、次の各号に定める事項を記載するものとする。

- （1）業務概要
- （2）実施方針
- （3）業務工程
- （4）業務組織計画
- （5）打合せ計画
- （6）成果物の品質を確保するための計画
- （7）成果物の内容及び部数
- （8）使用する主な図書及び基準
- （9）使用する主な機器
- （10）連絡体制（緊急時を含む。）
- （11）その他必要事項

3 監督職員は、提出された業務計画書を検討し、修正の必要があると認めた場合には、主任技術者と協議の上、これを修正させることができる。

4 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度、監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

（関係官公庁等への手続等）

第13条 受注者は、測量業務の履行に当たり発注者が行う関係官公庁等への手続に協力しなければならない。

受注者は、測量業務を履行するため関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合、速やかに行わなければならない。

2 受注者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し、協議しなければならない。

（地元関係者との交渉等）

第14条 契約書第12条第1項の定めるところにより、地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行い、監督職員の指示がある場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

この場合において、受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

2 受注者は、測量業務を履行するに際し地元関係者から質問、疑義等に関する説明等を求められた場合には、監督職員の承諾を得てから行うものとし、及び地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3 受注者は、設計図書の定めるところ又は監督職員の指示により、地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、説明、交渉等の内容を書面により随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。

4 受注者は、測量業務の履行中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を履行しなければならない場合には、設計図書の定めるところより地元協議等に立会うとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

5 受注者は、前項の地元協議等により既に作成したものの内容を変更する必要がある場合には、発注者の指示に基づき、変更するものとする。この場合において、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議の上、定めるものとする。

（土地への立入り等）

第15条 受注者は、測量業務を履行するに当たり第三者の土地に立ち入る場合には、監督職員及び関係者と協調を保ち、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

2 受注者は測量業務を履行するため植物の伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する必要があるときは、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該物又は土地若しくは工作物の所有者又は占有者の承諾を得るものとする。

第三者の土地への立入りに関する当該土地の所有者又は占有者の承諾は、発注者が得るものであるが、監督職員の指示がある場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

3 受注者は、前項の場合において損失が生じた場合、契約図書に定めるもの以外は、監督職員との協議により定めるものとする。

4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たり、あらかじめ立入証明書交付願を発注者に提出し、立入証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

受注者は、立入り作業終了後10日以内に立入証明書を発注者に返却しなければならない。

(成果物の提出)

第16条 受注者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けなければならない。

2 受注者は、設計図書に定めがある場合又は監督職員が指示する場合には、履行期間中においても成果物の部分引渡しを行うものとする。

3 成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。

4 契約書第32条第1項の規定に基づく受注者の業務完了通知書は、契約図書により義務づけられた資料の整備をすべて完了し、監督職員に提出した後でなければ、これを提出してはならない。

(関係法令等の遵守)

第17条 発注者は、測量業務の履行に当たっては、関連する関係法令、条例等を遵守しなければならない。

(検査)

第18条 受注者は、測量業務の検査に先立ち、受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な書類、資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。

検査に要する費用は、受注者の負担とする。

2 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 成果物の検査

(2) 測量業務の管理状況の検査

測量業務の状況について、書類、記録、写真等により検査を行う。

(修補)

第19条 検査職員が修補の指示をした場合には、受注者は、直ちに修補を行わなければならない。

この場合において、修補の完了の確認は、検査職員の指示するところによるものとする。

(契約不適合責任)

第19条の2 契約書第41条第1項の規定に基づき、発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。

2 契約書第41条第2項の規定に基づき、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができるものとする。

(条件変更等)

第20条 契約書第18条第1項第5号の「予期することのできない特別な状態」とは、天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し、同号に適合すると判断した場合とする。

(契約変更)

第21条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の変更を行うものとする。

(1) 測量業務の内容の変更により契約金額に変更を生ずる場合

- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 監督職員と受注者が協議し、測量業務の履行上必要があると認める場合
- (4) 契約書第31条第1項の規定により契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
(履行期間の変更)

第22条 発注者は、受注者に対して測量業務の変更の指示を行う場合は、履行期間変更協議の対象か否かを併せて事前に通知するものとする。

2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間、残測量業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

3 受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長を請求する場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

4 契約書第24条第1項の規定に基づく履行期間の短縮があった場合、受注者は、速やかに業務工程表を修正し、提出しなければならない。

(一時中止)

第23条 発注者は、契約書第20条第1項の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者に書面をもって通知し、設計業務の全部又は一部を必要と認める期間、一時中止させることができる。

- (1) 第三者の土地への立入りの承諾が得られない場合
- (2) 関連する他の業務等の進捗の遅れのため、測量業務の続行を不相当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により測量業務の続行が不相当又は不可能になった場合
- (4) 天災等により測量業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 第三者（その財産も含む。）、受注者、使用人等又は調査員の安全確保のため必要があると認めた場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合

2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等監督職員が必要と認めた場合には、測量業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができる。

3 前2項の規定により測量業務の全部又は一部を一時中止した場合において、受注者は、測量業務の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

(発注者の賠償責任)

第24条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、損害の賠償をしなければならない。

(1) 契約書第28条に規定する一般的損害及び契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害が、発注者の責めに帰すべき事由によるものとされた場合

(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

(受注者の賠償責任)

第25条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、損害の賠償又は履行の追完をしなければならない。

(1) 契約書第28条に規定する一般的損害及び契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害が、受注者の責めに帰すべき事由によるものとされた場合

(2) 契約書第41条に規定する契約不適合責任として請求された場合

(3) 前2号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合
(引渡し前の成果物の使用)

第26条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書第34条第1項の規定に基づき、受注者に対して成果物の全部又は一部の使用を請求することができる。

(1) 別途測量業務等の用に供する必要がある場合

(2) その他特に必要と認められる場合

2 受注者は、前項の使用に同意した場合は、使用同意書を発注者に提出するものとする。

(再委託)

第27条 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

2 受注者は、前項に規定する業務以外の業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、測量業務を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導及び管理をし、測量業務を履行しなければならない。

協力者は、その者が本市の指名競争入札参加資格者である場合は、本市から指名停止の措置を受け、その停止期間中の者であってはならない。

(成果物の発表等)

第28条 受注者は、発注者の承諾を得て、単独又は他の者と共同で成果物を発表することができる。

2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条ただし書きの規定により発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

(守秘義務)

第29条 受注者は、契約書第1条第5項の規定に基づき、測量業務を履行するに際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない義務を負う。ただし、成果物の発表については、前条第1項の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(安全の確保等)

第30条 受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

2 受注者は、屋外での測量業務の履行に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の安全確保のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 「土木工事安全施工技術指針(国土交通省大臣官房技術審議官通達平成13年3月29日)」を参考にして、常に測量の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。

(2) 測量現場で別途測量、工事等が行われる場合には、相互に協調して業務を履行すること。

(3) 流水及び水陸交通の妨害並びに公衆の迷惑となる行為及び作業をすること。

3 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務の履行中の安全を確保しなければならない。

4 受注者は、屋外での測量業務の履行に当たっては、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導及び監督に努めなければならない。

- 5 受注者は、屋外での測量業務の履行に当たっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、屋外での測量業務の履行に当たっては、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- (1) 「建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）」を遵守し、災害の防止を図ること。
 - (2) 屋外での測量業務の履行に伴い、伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講ずること。
 - (3) 喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止すること。
 - (4) ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めること。
 - (5) 測量業務の現場への関係者以外の立入りを禁止する場合には、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をすること。
- 7 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
- 8 受注者は、屋外での測量業務の履行に当たり、豪雨、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にするための防災体制を確立しておかなければならない。
災害発生の際には、第三者、使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 9 受注者は、屋外での測量業務の履行中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を、速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合には、その指示に従わなければならない。